

仙台都市圏総合都市交通協議会の会議を傍聴される方へ

会議の傍聴に当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長及び事務局の指示に従ってください。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音は、協議会の運営に支障をきたさない限りにおいて認めます。ただし、会長及び事務局から指示があった場合には、これに従ってください。
- (4) 会議において、公開することができない事項を扱う場合には、会長の指示に従い、速やかに会場から退出をしてください。
- (5) その他会議の支障となる行為をしないでください。

以上の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。